府　令

○内閣府令第二十七号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る検査の執行に関すること。

第九十二条第一項を次のように改める。

外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するものに係る検査の執行、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行に関すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百五十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

「

1　内容量が0.5mLであるとき。	142本
2　内容量が1mLであるとき。	72本
3　内容量が5mLであるとき。	11本
4　内容量が10mLであるとき。	9本

」を

「

1　内容量が0.25mLであるとき。	262本
2　内容量が0.5mLであるとき。	142本
3　内容量が1mLであるとき。	72本
4　内容量が5mLであるとき。	11本
5　内容量が10mLであるとき。	9本

」に改める。

省　令

○文部科学省令第十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第四項及び第六項の規定に基づき、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「公示するものとする」を「公示しなければならない」に改め、同条第一号中「並びに所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」を削る。

第三条中「次に掲げる事項を公示するものとする」を「その旨を公示しなければならない」に改め、同条各号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百七十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

さいたま地方法務局所属　生形　修
新潟地方法務局所属　柴崎　周市
仙台法務局所属　卯木　誠

○厚生労働省告示第百五十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第二中

「

静岡	掛川市立総合病院	0.0805	0.0266
静岡	公立森町病院	0.0359	0.0247
静岡	袋井市立袋井市民病院	0.1125	0.0283

」を

「

静岡	中東遠総合医療センター	0.0938	0.0308
静岡	公立森町病院	0.0359	0.0247
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）

」に、

「

香川	
香川	

」